

組合員の事業利用と利用代金支払いに関する規則

第1章 目的

(目的)

第1条 岡山県学校生活協同組合（以下「学校生協」という）の組合員及びその家族が、学校生協の事業（指定店、団体保険料・カード含む）の利用及びその利用代金支払いに関して以下のとおりに定める。

第2章 事業の利用

(利用限度額)

第2条 組合員の一回あたりの利用限度額を30万円とする。但し、現金支払いに関してはこの限りではない。

2. 組合員の家族については、上記の利用限度額を10万円とする。
3. 組合員及びその家族の一回払い及び分割払いの合計の利用限度額を100万円とする。
4. 上記各項の限度額を超えて利用する場合には、事前に学校生協の了承を得なければならない。

(所有権の保留)

第3条 組合員が利用代金の支払いが完了するまでは、当該商品の所有権は学校生協に留保する。

(換金、転売等の目的外利用の禁止)

第4条 組合員及びその家族は、換金や転売等のために物品を購入してはならない。

(供給事業の利用停止)

第5条 岡山県学校生活協同組合定款第3条に記載した「事業」の定めるところ以外の目的外利用と認められる場合、及び本規則第2条、3条、7条第1項に違反する場合は、学校生協は組合員に通知することなく事業の利用を停止することができる。

(供給事業の利用停止の解除)

第6条 本規則第5条に抵触する事由が解消したとき及び組合員が債務を完済したときは、双方協議により供給事業の利用の停止を解除することができる。

第3章 利用代金の支払い

(支払義務)

第7条 利用代金が支払い期限を越えてなお3ヵ月にわたって入金されない場合は、第9条により遅延損害金を加算する。

(団体保険料支払義務)

第8条 組合員は、団体保険料を遅滞なく支払う義務を有する。

2. 学校生協グループ保険及びその他の団体扱い保険料については、所定の期日を超えてなお入金されないときは、本人に通知のうえで脱退の扱いとする。

(遅延損害金)

第9条 第7条に定める遅延損害金は年14.6%とする。

(支払い方法)

第10条 一回払い、分割払いにおける支払いの方法は、学校生協の指定により基本給与振込口座振替払い、及び口座振替の何れかの方法とする。

2. 分割払いの方法は「岡山県学校生活協同組合指定店による販売および支払いに関する規程」に定める方法とする。

(請求書の再発行手数料)

第11条 組合員は遅延損害金の発生している場合の請求書の発行手数料 100 円を支払わなければならない。

(組合員資格喪失時の支払い方法)

第12条 組合員がこの組合を脱退する場合は、利用代金の残額を速やかに一括して清算しなければならない。

(期限の利益の喪失)

第13条 組合員は、利用代金の支払いを2ヵ月続けて怠った場合には、学校生協からの通知・催告を要せずに、当然に期限の利益を失い、直ちに残金を一括して支払わなければならない。

(連帯保証人)

第14条 連帯保証人の極度額は120万円とする。

2. 本規則第7条、第8条に定める支払いを履行できないと認められたときは、当該組合員は支払い債務の元本、債務に関する遅延損害金を保証する連帯保証人と連署の返済計画書を提出しなければならない。

3. 前項の連帯保証人より債務の履行状況に関する情報請求があったときは、学校生協は遅滞なく支払い債務の元本、債務に関する遅延損害金についての不履行の有無並びにこれらの残額及びそのうち弁済期が到来しているものの額に関する情報を提供しなければならない。

附 則

(合意管轄)

第15条 この規則にかかわる一切の訴訟については、岡山地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(通知)

第16条 この規則は、組合員に配付するほか、ホームページに掲載するものとする。

(改廃)

第17条 この規則の改廃は、理事会にて行う。

(施行)

第18条 この規則は2011年10月5日から施行する。

2012年2月24日一部改訂

2019年3月 8日一部改訂